

改正

平成2年3月31日高砂市訓令第7号

平成16年3月31日高砂市訓令第9号

ちびっこ遊園の補修等に係る助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童を交通禍から守り、健全な育成をはかるため設置されたちびっこ遊園に対し、設備の補修等に要する費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるちびっこ遊園は、ちびっこ遊園の設置に要する費用の一部として市の助成を受けて設置されたものとする。

(助成額)

第3条 ちびっこ遊園の遊具等の増設及び補修等に対する助成は、予算の範囲内で、1遊園につき1年に6万円を限度として事業費の3分の2の額を助成する。ただし、事業費が1万円未満のものについては助成しない。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(申請等の手続)

第4条 助成金の申請及び決定の手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定を準用する。

2 前項の規定により申請する場合には、土地所有者の承諾書の写しを添付しなければならない。

(廃止手続)

第5条 ちびっこ遊園を廃止しようとするときは、設置者は廃止届を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日高砂市訓令第7号）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 3 月31日高砂市訓令第 9 号）

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。